平成20年第2回 笠間市議会定例会会議録 第2号

平成20年6月4日 午前9時59分開議

出	席	議	員								
				議長	28	番	石	崎	勝	Ξ	君
				副議長	13	番	萩	原	瑞	子	君
					2	番	石	田	安	夫	君
					3	番	蛯	澤	幸	_	君
					4	番	野	П			君
					5	番	藤	枝		浩	君
					6	番	鈴	木	裕	±	君
					7	番	鈴	木	貞	夫	君
					8	番	西	Щ		猛	君
					9	番	村	上	典	男	君
					10	番	石	松	俊	雄	君
					11	番	畑	岡		進	君
					12	番	海都	と澤		勝	君
					14	番	中	澤		猛	君
					15	番	上	野		登	君
					16	番	横	倉	ㅎ	h	君
					17	番	町	田	征	久	君
					18	番	大	関	久	義	君
					19	番	市	村	博	之	君
					20	番	野	原	義	昭	君
					21	番	杉	Щ	_	秀	君
					22	番	柴	沼		広	君
					23	番	小腿	薗江	_	Ξ	君
					24	番	須	藤	勝	雄	君
					26	番	常	井	好	美	君
					27	番	海	5澤	勝	男	君
Т	Ė	議	 =								
欠	伂	戌	只		1	番	小	磯	節	子	君
					25	番		江			君

出席説明者

市 長 山口伸樹 君 渡邉千 副 市 長 眀 君 教 育 長 飯島 君 勇 市長公室 툱 塩 田 満 夫 君 総 務 部 深澤 長 悌 君 市民生活部長 打 越 正男 君 福 祉 部 長 岡野 正 三 君 保健衛生部長 仲 村 洋君 産業経済部長 青木 繁君 都市建設部長 小松崎 登 君 上下水道部長 早乙女 正 利 君 教 育 次 툱 加藤法 男 君 消 防 次 長 植木敏夫 君 会計管理者 仲 村 新一郎 君 洋 人 君 監査委員事務局長 西連寺

出席議会事務局職員

務 局 툱 鈴木健二 高野 務局次 長 幸洋 次 補 佐 柴 山 長 昭 主 查 高野 主 幹 川野輪 良 子 事 務 補 篠 崎 三枝子

議事日程第2号

平成 2 0 年 6 月 4 日 (水曜日) 午 前 1 0 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議案第50号 笠間市監査委員条例の一部を改正する条例について

議案第51号 笠間市税条例の一部を改正する条例について

議案第52号 市道路線の認定について

議案第53号 平成20年度笠間市一般会計補正予算(第1号)

議案第54号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計補正予算(第1号)

1.本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 議案第50号 笠間市監査委員条例の一部を改正する条例について

議案第51号 笠間市税条例の一部を改正する条例について

議案第52号 市道路線の認定について

議案第53号 平成20年度笠間市一般会計補正予算(第1号)

議案第54号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計補正予算(第1号)

午前9時59分開議

開議の宣告

議長(石崎勝三君) 皆さんおはようございます。

ご報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は26名です。本日の欠席議員は、1番小磯節子君、25番竹江 浩君 であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の 出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

議事日程の報告

議長(石崎勝三君) 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりです。 これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長(石崎勝三君) 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、17番町田征久君、18番大関久義君を 指名いたします。

議案第50号 笠間市監査委員条例の一部を改正する条例について

議案第51号 笠間市税条例の一部を改正する条例について

議案第52号 市道路線の認定について

議案第53号 平成20年度笠間市一般会計補正予算(第1号)

議案第54号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計補正予算(第1号)

議長(石崎勝三君) 日程第2、議案第50号 笠間市監査委員条例の一部を改正する条例についてから議案第54号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計補正予算(第1号)についてまでの5件を一括議題といたします。

議案の説明は既に終了しております。

これより質疑に入ります。

通告の順に発言を許可いたします。

初めに、16番横倉きん君。

16番(横倉きん君) 16番横倉きんです。

議案第53号 平成20年度笠間市一般会計補正予算(第1号)についてお尋ねいたします。 9ページです。

5款の農林水産業費、2項の中の1目林業振興費です。補正予算額1,611万7,000円になっております。一昨日の説明で37ヘクタールの森林を予定しているとのことですが、全体ではどのぐらいの面積があるのか、またどういう計画で進めるのか、お尋ねします。

議長(石崎勝三君) 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長(青木 繁君) 16番横倉議員のご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、茨城県では、森林の整備や河川等の水質保全のため今年度から森林湖沼環境税が新設され、森林の保全や湖沼等の水質改善を図るため、それぞれ各種施策が実施されることとなっております。今年度、茨城県が予定しております税収は、総額で約16億円を見込んでおり、その使途は湖沼関連事業で8億円、森林関連事業に8億円であり、間伐及び作業道の開設には、そのうち4億円が振り分けられております。笠間市においては、茨城県が平成18年度に実施しました間伐促進全体計画調査により、緊急に間伐を行う必要があると判定採択山林は民有林面積8,995ヘクタールのうち5%弱の424ヘクタールでございまして、樹種につきましては杉、ヒノキでございます。

この424ヘクタールの山林を県の補助事業であります森林機能緊急回復事業によりまして、5カ年計画で整備していくわけでございます。今年度は、37ヘクタールの間伐の実施と、1,000メートルの作業道の開設を予定しており、今後対象区域を順次実施してまいります。

事業の効果でございますが、水源涵養と自然災害の防止、さらにはCO2の削減など、 地球温暖化防止に効果があります。

また、この事業では地域の山林事情に精通している方を間伐推進員として協力いただき、 現地調査や所有者などの連絡調整など、行政と一体となって事業の推進に当たっていただ くことになっております。

以上でございます。

議長(石崎勝三君) 質疑は、質問者も答弁者も自席でお願いしたいと思います。市長は登壇願いたいと思います。

16番横倉きん君。

16番(横倉きん君) おおよそはわかったんですけれども、来年の額もこれは県の方からおりてくる額になるのかどうか、それと、間伐されたものについてどういう利活用をするのかなどについては、どのような方針を持っておられるのか伺います。

議長(石崎勝三君) 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長(青木 繁君) 再度の質問で、次年度の額ということでございますが、1ヘクタール当たりにしますと、事業費で間伐だけで37万円程度でございます。それから、総額についてはまだ県の方から来年についてはありませんけれども、全体の年次計画がございまして、その中では来年は全体面積で424ヘクタールのうち、5年間で実施するというような予定になっております。それから、間伐材の利活用でございますが、間伐材の利活用、当然使える木は使っていきたいということで考えておりますけれども、とにかこの事業では伐採するのみで考えております。このA判定の間伐なのでございますが、真っ暗なようで、とにかく下に下草が生えないような状況、そういう地域というか、そういう地帯をやる関係から、使えないものがほとんどではないのかなと。そしてまた、枝打ちなんかをしてない関係から、枝が節があったりして、なかなか利活用には、使えるものもありますけれども、使えないものも多くあるということで、極力大きいものは使っていきたいと思うんですが、持ち出し等の関係から、なかなか全部利活用するというようなわけにはいかないと考えております。

以上でございます。

議長(石崎勝三君) 16番横倉きん君。

16番(横倉きん君) この利活用の問題ですが、市民にこういうことでということは 広報で、利活用の点で必要な方とか、そういうお知らせなんかはする考えはあるのでしょ うか。

議長(石崎勝三君) 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長(青木 繁君) 再々度の質問にお答えいたします。

まず、森林所有者は個人でございます。そういう中で、間伐推進員さんが中に入って、まず森林所有者の了解をもらわなくちゃなりません。そういう中で、そういうふうな使いたい人がいれば活用はできると思いますけれども、なかなか運んでやるというわけにはいきませんけれども、そういうことを踏まえて週報等でやるというような、周知につきましては間伐推進員さんと相談しながら進めていきたいと考えております。

議長(石崎勝三君) 次に、7番鈴木貞夫君の発言を許可いたします。

7番(鈴木貞夫君) 7番鈴木です。

議案第51号、笠間市条例の一部を改正する条例についての質問を行いたいと思います。

この一部条例改正するという条例は、平成21年10月から実施される住民税の年金天引き についての問題です。

まず、第1番に、老齢年金から天引きするというふうにされておりますけれども、65歳以上ですね。ひとり世帯の場合、または二人世帯の場合は、その年金額は幾らから天引きするのかという問題、その次に二つ目として、年金が年18万円から、75歳の人の場合は介護保険料、後期高齢者医療がさらに引かれているわけですね。そして、65歳からの人は、いわゆる介護保険と国保税が既に年金から引かれているわけです。そして、それらの場合、後期高齢者医療保険の場合には、年金額の2分の1を超える額は年金から天引きされない、年18万円の方については。というふうになっているわけですけれども、今回、さらに個人市民税が天引きされるということになると、介護保険料その他と合わせて、この年金の2分の1を超えてしまうのではないかと。この2分の1を超えた額も徴収するのかどうかということについてお尋ねいたします。

議長(石崎勝三君) 総務部長深澤悌二君。

総務部長(深澤悌二君) 7番鈴木(貞)議員の質疑にお答えいたします。

住民税の老齢年金からの天引きは、年金額が幾らから引かれるかとのご質疑でございますが、公的年金所得のみの収入で納税者が65歳以上の場合、一人世帯の場合は、年金収入額で148万円、夫婦二人で妻が扶養の場合、年金収入額で192万8,000円までは住民税が非課税となりますので、これを超える方は年金からの天引きの対象となってまいります。

続いて、個人市民税の場合、年金の2分の1を超えても天引きされないかとのご質疑でございますが、後期高齢者医療保険料については、その保険料の額を合わせて当該年度の老齢基礎年金同額の2分の1を超える場合は年金からの天引きはございません。今回改正の市県民税特別徴収には、そのような規定がないため、2分の1を超えても年金より天引きすることになります。

このようなことから、介護保険料、後期高齢者医療保険料、市県民税の合計額が年金支 給額の2分の1を超えた場合でも特別徴収されることになります。

現実的には、単身で年金収入のみの方で年金額が148万円以下の場合は非課税でございますので、このようなケースはないかと思います。

議長(石崎勝三君) 7番鈴木貞夫君。

7番(鈴木貞夫君) 私が質問したい趣旨は、いわゆる年金が、今の場合だと148万円ですね、一人で、65歳。それらの人は非課税になっているので、年金がそういう額であっても、例えば18万円ということは月1万5,000円ですね。それらの人には当てはまらないということで考えてよろしいんですか、この場合。それと、二人の場合は196万円ということで年金から引かない。そうすると、具体的にはこれ以上収入ある人に対しては年金から引くと、年金がある場合は。というふうに考えてよろしいですか。

そうすると、この三つを合わせて介護保険、例えば75歳以上は介護保険と後期高齢者医

療、年金と合わせて最低でどのぐらいになるというふうに推測していくわけですか。それ と、65歳からの人、それらの人は介護保険ありませんけれども、いわゆる国保、その3点、 国保と介護と3点がセットになるわけですけれども、最低でも幾らの年金から引くように なるのか、その辺ちょっと聞きたいんですが。

議長(石崎勝三君) 総務部長深澤悌二君。

総務部長(深澤悌二君) 例といたしまして、65歳で年金収入が148万円を超える単身者の場合でございますが、住民税の均等割額が市税で3,000円、県税で1,000円、プラス環境税が1,000円、それから国保税、均等、平等割、7割軽減ということで1万3,230円、介護保険料の第1段階2万1,600円で、計3万9,830円であると考えております。

議長(石崎勝三君) 7番鈴木貞夫君。

7番(鈴木貞夫君) 65歳の人の場合も同じというふうに見てよろしいんですか、この場合は。

議長(石崎勝三君) 総務部長深澤悌二君。

総務部長(深澤悌二君) 先ほど申し上げましたのは、65歳以上ということでございますので、当然年金受給者でございますので、その額であるということでございます。

議長(石崎勝三君) 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号 笠間市監査委員条例の一部を改正する条例 についてないし議案第54号 平成20年度笠間市笠間水道事業会計補正予算(第1号)については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託区分表のとおり所管の常任委員会に付託いたしました。

散会の宣告

議長(石崎勝三君) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。 本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は6月12日に開きますので、ご参集ください。 大変ご苦労さまでございました。

午前10時16分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石崎勝三

署名議員 町田征久

署名議員 大関久義